

協力

社報タイトル「協力」は社内で掲げる平成30年の標語です。

No.
149

発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2018年11月1日

● 経営コンサルティング
● 相続 ● 会計
SOBAYASHI GOHDOH

小林合同会計

代表社員 税理士	小林 政 氏	代表社員 税理士	小林 政 仁
税理士	山 野 基 尚	税理士	須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号

TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602

URL: <http://www.e-cg.co.jp>

12月の税務

1. 給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
2. 給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出
(1) 提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2) 提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄
税務署長
3. 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
4. 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている
者の住民税の特別徴収額(30年6月～11月分)の納付
納期限…12月10日
5. 税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…平成31年1月4日
6. 4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・
法人住民税>(半期分)
申告期限…平成31年1月4日
7. 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごと
の中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…平成31年1月4日
8. 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法
人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)<消費
税・地方消費税>
申告期限…平成31年1月4日



非居住者等に対する源泉徴収

非居住者又は外国法人(以下「非居住者等」といいます。)に対して、日本国内で源泉徴収の対象となる下記の支払をする場合は、その支払の際、原則として、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりませんので、注意が必要です。

- (1) 土地等の譲渡対価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10.21%
(ただし、土地等の譲渡対価が1億円以下で、その土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けた個人から支払われるものについては、源泉徴収は不要です。)
- (2) 不動産の賃貸料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20.42%
(ただし、不動産等の賃貸料で、自己又はその親族の居住の用に供するために借り受けた個人から支払われるものについては、源泉徴収は不要です。)
- (3) 貸付金の利子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20.42%
- (4) 給与等人的的役務の報酬等・・・・・・・・・・・・・・・・・・20.42%

他にも源泉徴収しなければならない場合がありますので、詳しくは担当者までお問い合わせください。

※ 非居住者等とは

「居住者」とは、国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」と規定しています。

また、国外に本店を有する外国法人で、国内に恒久的施設(支店、工場等)を有する場合も含まれます。

大根サラダ

大根の旬は、11月から2月。品質改良が進み一年を通じて手に入れることができますが、寒い時期の方が甘みもありみずみずしいです。

冬は、おでんに大根が美味しいですが、今回はお手軽、大根サラダを紹介します。

作り方・・・①6cm位に大根をカットし、皮をむき、太めの千切りにする。

②塩もみし、しんなりしたら、水で塩をおとし(そのままでは塩辛いので)よくしぼる。

③好みでカニフレークやツナ、胡瓜などを加えマヨネーズであえる。

※マヨネーズが苦手な方は和風ドレッシング等でお試し下さい。

☞ポイントは、時間がたつと水分が出るので、食べる直前に作ることです。



胃腸の調子を整え、ダイエット効果もあるので、ぜひ作ってみて下さい！

鈴木美雪

～～退職者のお知らせ～～

去る10月末日をもちまして、税理士法人小林合同会計を退職しました。平成7年11月に入社以来23年間もの長きにわたり顧問先の皆様や事務所の方々に支えられ仕事に専念できましたことを心より感謝致しております。

今後は、今まで培った経験を活かして、小さいながらも独立して税理士事務所を経営していきます。長い間大変お世話になりありがとうございました。

齋藤利文